

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	心身障害者福祉手当等に係る個人番号利用事務における庁内連携情報の追加について
----	--

内容は別紙のとおり

1 庁内連携情報の追加事由

一定の障害をもつ者に対し支給している手当について、対象者が特定の施設へ入所した場合は受給対象外となることから、家族等からの申請に基づき受給資格の喪失処理を行っている。

しかし、すべての入所者が申請を行うとは限らないため、月に1～2度、住民基本台帳との照合を行い、住所を入所施設に変更した者について職権にて受給資格喪失処理を行うことにしている。ただし、これは住所変更した者に対してのみ有効な処理であり、住所を変更せずに施設入所した場合は、入所の事実が把握できず職権による処理から漏れてしまい、結果として本来支給してはいけない者に誤払いし続けてしまうことになる。

このため、庁内連携により介護保険課に施設入所の給付認定に係る当該特定個人情報の利用を申請する。

2 個人番号利用事務の名称

- ・心身障害者福祉手当
- ・重度心身障害者手当（都制度）
- ・特別障害者手当等支給（国制度）

資料2 1 - 1のとおり

3 利用目的

- ・受給資格判定業務

4 利用する情報

- ・給付認定情報

手当受給対象外となる施設（以下のとおり）に入所し、介護給付費が支払われている者

○介護保険法に基づく施設

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

○老人福祉法に基づく施設

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

5 利用開始時期

平成29年8月から